

一般社団法人兵庫県社会福祉士会 会費に関する規則

規則第4号
2009年4月1日制定

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人兵庫県社会福祉士会（以下、「**本会**」という。）定款第7条の規定に基づき、本会の入会金ならびに会費の取扱いについて基本的事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 本会の定款第5条に規定する正会員（以下、「**正会員**」という。）の入会金は、5,000円とする。

- 2 本会の準会員及び賛助会員の入会金は、これを必要としないものとする。
- 3 正会員から賛助会員へ変更した者が、再度、正会員として入会しようとするときは、入会金を免除する。

(年会費)

第3条 本会の正会員の年会費は、17,000円とする。ただし、年度途中の10月1日以降に入会した者は初年度に限り年会費を減額することができる。

- 2 ただし、正会員が入会年度に満30歳を超えない場合は、正会員の入会金及び入会年度の年会費を減免することができる。
- 3 一旦納入された年会費は、理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(準会費)

第4条 本会の定款第5条第1項第2号に規定する準会員の会費は、年会費6,000円とする。

- 2 一旦納入された準会費は、理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(賛助会費)

第5条 本会の定款第5条第1項第3号に規定する賛助会員の会費は、法人（団体）の場合は、年会費20,000円、個人の場合は、年会費5,000円とする。

- 2 一旦納入された賛助会費は、理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(地区ブロック活動費)

第6条 正会員の年会費より、各地区ブロックに活動費を支払うものとする。活動費の額については、予算総会で決定する。

(委任)

第7条 ここに定めるもののほか、本会の会費等に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規則は、2011年3月21日に改正施行する。
- 2 この規則は、日本社会福祉士会が連合体としての新定款を施行し、本会が正会員として入会を承認された時点から施行する。
- 3 この規則は、2015年6月27日に改正施行する。
- 4 この規則は、2017年4月1日に改正施行する。
- 5 この規則は、2020年4月1日に改正施行する。
- 6 この規則は、2022年4月1日に改正施行する。
- 7 この規則は、2022年6月25日に改正施行する。